

議案第 2 号

東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を  
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を  
改正する条例

東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 3 1 年東村山市  
条例第 1 0 号）等の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又  
は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 2  
8 年法律第 9 5 号）等の施行等に伴い、仕事と育児・介護の両立支援を進め  
るため、本案を提出するものであります。

東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を  
改正する条例

(東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和31年東村山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

別表第2中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 介護時間	職員がその要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において、1日2時間を限度として必要と認める時間
----------	---	------------------------------------

(東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 東村山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年東村山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条中「別表第2第12号」を「別表第2第6号による介護時間又は同表第12号」に改め、「2時間から」の次に「当該介護時間又は」を加える。

（東村山市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 東村山市職員の給与に関する条例（昭和32年東村山市条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第11条中「第4号」を「同表第4号」に改め、「介護休暇」の次に「及び同表第6号に規定する介護時間」を加える。

別表第9備考を次のように改める。

備考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 勤務すべき日数から除算すべき日数をそれぞれの基準日の計算の初日から控除し、この表を適用する。</li><li>2 除算すべき日数は、勤務すべき日数のうち、次の日数とする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第11条の規定による給与を減額された日数（第5号の規定により除算される日数を除く。）</li><li>(2) 法第28条第2項の規定による休職期間（公務傷病による傷病に係る期間を除く。）又は法第29条第1項の規定による停職期間の全日数</li><li>(3) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業の期間の全日数（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）</li><li>(4) 休暇条例別表第2第3号の規定による病気休暇期間の全日数（当該病気休暇により勤務しなかった日が通算30日を超える場合に限る。）</li><li>(5) 休暇条例別表第2第4号の規定による介護休暇期間の全日数（当該介護休暇により勤務しなかった日が通算30日を超える場合に限る。）又は同表第6号の規定による介護時間を規則で定めるところにより日に換算した日数（当該換算した日数が30日を超える場合に限る。）</li></ol></li></ol>
----	---

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例別表第2第8号に規定する更年期障害休暇の承認を得ている職員の特別休暇については、なお従前の例による。

東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に  
関する条例等の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_ 改正箇所

新 条 例

第1条（東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）

第12条 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（正規の勤務時間を超えてする勤務に限る。以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除に関し必要な事項は、規則で定める。

旧 条 例

第1条（東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

（育児を行う職員の超過勤務の免除）

第12条 （同左）

2 前項に規定するもののほか、育児を行う職員の超過勤務の免除に関し必要な事項は、規則で定める。

新 条 例

別表第2（第9条）

特別休暇の種類・期間

種類	事由	期間
(略)		
(6) 介護時間	職員がその要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において、1日2時間を限度として必要と認める時間
(7) 子の看護休暇	(略)	(略)
(8) 生理休暇	(略)	(略)
(略)		

旧 条 例

別表第2（第9条）

特別休暇の種類・期間

種類	事由	期間
(略)		
(6) (同左)	(略)	(略)
(7) (同左)	(略)	(略)
(8) 更年期障害休暇	更年期に伴う様々な身体的・精神的不調により勤務が著しく困難と認められる女性職員が、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	一の月において、3日以内で必要と認める日
(略)		

新 条 例

第2条（東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の3 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

旧 条 例

第2条（東村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 （同左）

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。



新 条 例

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合  
(3)～(5)（略）

（部分休業）

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和31年東村山市条例第10号）別表第2第6号による介護時間又は同表第12号による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該介護時間又は当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

第3条（東村山市職員の給与に関する条例の一部改正）

（給与の減額）

第11条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、休日である場合、休暇条例第14条第1項の規定による超勤代休時間である場合、休暇条例第15条第1項の規定による代休日である場合、休暇条例第8条に規定する年次休暇及び休暇条例別表第2に掲げる特別休暇（同表第4号に規定する介護休暇及び同表第6号に規定する介護時間を除く。）として、又は東村山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和33年東村山市条例第3号。以下「職免条例」という。）第2条（第3号に規定する

旧 条 例

(2)～(4)（略）

（部分休業）

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和31年東村山市条例第10号）別表第2第12号による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

第3条（東村山市職員の給与に関する条例の一部改正）

（給与の減額）

第11条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、休日である場合、休暇条例第14条第1項の規定による超勤代休時間である場合、休暇条例第15条第1項の規定による代休日である場合、休暇条例第8条に規定する年次休暇及び休暇条例別表第2に掲げる特別休暇（第4号に規定する介護休暇を除く。）として、又は東村山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和33年東村山市条例第3号。以下「職免条例」という。）第2条（第3号に規定する専ら職員団体の業務に従事する場合を除

新 条 例

専ら職員団体の業務に従事する場合を除く。)の規定に基づき、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額をその勤務しなかった月の翌月の給与から減額するものとする。

別表第9 (第18条)

勤勉手当の勤務期間及び期間率

勤務期間 (略)	期間率 (略)
備考	<p>1 勤務すべき日数から除算すべき日数をそれぞれの基準日の計算の初日から控除し、この表を適用する。</p> <p>2 除算すべき日数は、勤務すべき日数のうち、次の日数とする。</p> <p>(1) 第11条の規定による給与を減額された日数(第5号の規定により除算される日数を除く。)</p> <p>(2) 法第28条第2項の規定による休職期間(公務傷病による傷病に係る期間を除く。)又は法第29条第1項の規定による停職期間の全日数</p> <p>(3) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業の期間の全日数(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である場合を除く。)</p> <p>(4) 休暇条例別表第2第3号の規定による病気休暇期間の全日数(当該病気休暇により勤務しなかった日が通算30日を超える場合に限る。)</p> <p>(5) 休暇条例別表第2第4号の規定による介護休暇期間の全日数(当該介護休暇により勤務しなかった日が通算30日を超える場合に限る。)又は同表第6号の規定による介護時間を規則で定めるところにより日に換算した日数(当該換算した日数が30日を超える場合に限る。)</p>

旧 条 例

く。)の規定に基づき、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額をその勤務しなかった月の翌月の給与から減額するものとする。

別表第9 (第18条)

勤勉手当の勤務期間及び期間率

勤務期間 (略)	期間率 (略)
備考	<p>1 勤務すべき日数から除算すべき日数をそれぞれの基準日の計算の初日から控除し、この表を適用する。</p> <p>2 次の期間は、勤務期間から除算する。</p> <p>(1) 第11条の規定による給与を減額された日数</p> <p>(2) 第17条第1項及び第18条第1項の規定による停職期間及び休職期間(公務傷病による休職を除く。)</p> <p>(3) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業期間</p> <p>(4) 負傷又は疾病のため、休暇条例第9条の病気休暇の適用を受けたことにより勤務しなかった期間が週休日及び休日を除いて通算30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p>

新 条 例

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の東村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例別表第2第8号に規定する更年期障害休暇の承認を得ている職員の特別休暇については、なお従前の例による。

旧 条 例